

平成 2 8 年度第 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 5 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年 5月16日(月) 午後2時00分
3. 閉会日時 平成28年 5月16日(月) 午後2時40分

4. 出席委員(23名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	23番	畑山喜太郎君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠席委員(3名)

14番	豊川洋人君	15番	古舘成光君
24番	漆坂政行君		

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 8 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 9 号	競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について
報告第 10 号	農地の転用事実に関する照会について
議案第 6 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 7 号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第 8 号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 号	農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 10 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 11 号	農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積について
議案第 12 号	農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 会議録署名委員

25番 下久保 トキ子 君      26番 野 崎 さち子 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	野 田 健 治	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 振興係長	力 石 浩 暢	事務局 農地係長	越 田 守
事務局 主任主査	山 崎 和 也	事務局 主任主査	野 月 明 久
事務局 主 査	中 村 俊 文	事務局 主 事	江 渡 俊 裕

## 10. 書 記

事務局 主 事      江 渡 俊 裕

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は14番 豊川 洋人 委員、15番 古舘 成光 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成28年5月9日告示招集いたしました平成28年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
25番 下久保 トキ子 委員、 26番 野崎 さち子 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には江渡俊裕君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。  
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第7号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は4件でございます。全て合意解約によるものでございます。21番ですが、自ら耕作するものでございます。22番はこのあと19ページの9番で基盤強化法による売買がございます。23番は新たな賃貸借を予定して解約したものでございますが、解約の届出以後に貸人が死亡したため今後は相続等の手続き後に賃貸借をすることとなる予定でございます。24番は一部を売却する予定とのことで、あとの農地については作業の受委託をするとのことでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）3ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページから6ページになります。今回は11件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。6番は、自ら耕作するものです。7番は現在、賃貸借中のものです。8番から10番につきましては自ら耕作というものでございます。5ページでございます。11番は自ら耕作をするものです。12番は現況不明地以外について自ら耕作するものでございます。13番から次のページ6ページの15番までの被相続人は同一人でございます。14番の現況が不明地以外について、全て自ら耕作するものでございます。なお、13番と14番の相続人は同一世帯の親子となっております。6ページをお願いいたします。16番につきましては、今後貸借を予定しているということでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）7ページでございます。報告第9号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。8ページをお願いいたします。今回は農地法第3条の許可書4件の交付がございます。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、許可につきましては備考欄に記載のとおり、平成28年3月23日開催の第12回総会議案第60号で承認を得ております。なお、許可書の交付につきましては、13番と14番は4月20日、15番と16番は同一人で行ってございまして、4月26日に行っております。以上ござい

ます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）9ページをお願いいたします。報告第10号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページをお願いいたします。今回の照会件数は4件で、現地調査は5月9日に実施しております。法務局への回答は5月10日に行っております。2番につきましては、場所ですが、切田通りのスーパーカケモ切田通り店の隣にあるガソリンスタンドのある交差点から南へ進み、きく保育園の西へ50メートル、北へ30メートル進んだ道路の西側になります。現地は空家になっている築40年以上経過していると思われる住宅が建っていることから、非農地と回答しております。なお、この件につきましては、平成27年9月24日開催の平成27年度第6回総会報告第27号で十和田市から競売に係る物件としての照会に対し同様に非農地の回答をしたものでございます。3番は北園小学校東側の市道を七郷集落へ向い、途中の福村精米所手前の交差点から南平方面へ約300メートル進んだ道路の北側です。現況は40年間にわたり市道用地として使用されており、側溝が敷設されていることから、非農地と回答しております。4番は、高清水のワダカン本社の東側道路を北へ向い、主要地方道三沢十和田線との交差点の手前、南へ150メートルの道路を西へ30メートル入ったところの場所でございます。築40年以上経過していると思われる住宅が、建てられていることから非農地と回答しております。5番は、大学通りを北里大学方面へ向い、十和田警察署東交番の西側道路を北に80メートル、そこから西に60メートル入った道路の南側になります。平成26年2月24日にアパート建築のため5条転用許可を受け、事業が完了している場所でございますが、その際アパート建築に係る土地から既存道路に面した部分を公衆用道路分のセットバックのため分筆しており、その部分が農地として残っていたものです。現地は公衆用道路として使用されていることから、非農地と回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は竹浦班長、畠山委員、米田委員の3名です。5月9日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、11ページをお願いいたします。議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。4番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請27件のうち、所有権移転は13件、賃貸借等は14件です。所有権移転の13件のうち、申請番号17番から24番は売買で、17番は労力不足、18番から24番は相手方要望です。25番から27番は贈与、28番と29番は交換です。贈与のうち、25番、26番は同一世帯の親子間の贈与、27番は知人からの贈与です。18番と27番は新規就農であり、18番は16ページの29番、30番で使用貸借があります。営農計画書に基づき聴取調査を行ったところ、労働力、農機具について、特に問題はありませんでした。次に賃借権9件についてですが、20番から27番までは労力不足、28番は相手方要望によるものです。使用貸借による権利は5件で、29番、30番は相手方要望、31番から33番は経営移譲です。31番は親子間での貸借で、32番と33番は受け手が同一人で、親と祖父からそれぞれ貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）竹浦委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、調査員報告の内容について補足的にご説明をいたします。一部重複する場所がございます。12ページから14ページでございますが、所有権移転13件のうち、売買によるもの8件、贈与によるもの3件、交換が2件となっております。12ページでございますけれども、18番は報告にあったとおり、新規就農するものでございます。13ページをお願いいたします。24番

から26番の譲渡人は同一人です。また25番と26番は同一世帯の子への贈与で、26番は兄弟との共有持分2分の1について贈与するものでございます。27番は新規就農でございます。14ページをお願いいたします。28番と29番はそれぞれの申請人が所有する農地に近い場所にあるということから、農作業を効率的に行うため交換するというものでございます。次に、15ページから17ページをお願いいたします。貸借が14件で、このうち賃貸借が9件、使用貸借によるものが5件でございます。20番と21番の貸人は同一人となっております。26番と次のページでございます16ページの27番の借人は同一人となっております。16ページをお願いいたします。29番と30番の借人は同一人で、12ページの18番で出てまいりました新規就農のため売買により取得した農地と併せて耕作をするというものでございます。31番は農業者年金受給に係る経営移譲のため親から子へ再設定をしたものでございます。32番と次のページ17ページ33番の借人は同一人で、32番は親から、33番は祖父から使用貸借による権利により経営移譲をするものでございます。以上、所有権移転の17番から29番まで及び貸借の20番から33番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第6号は許可することに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時19分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。



議長（中野均君）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、18ページをお願いいたします。議案第7号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。8番 畠山 新市 委員、お願いします。

報告委員（畠山新市君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。5月9日午後に、竹浦委員、米田委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転6件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。6件の農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を5月9日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）畠山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、調査委員報告に加えて、補足的にご説明をいたします。19ページと20ページになります。所有権移転が6件で、8筆の37,080平米について利用調整を行ったものでございます。19ページの7番でございますが、労力不足によるものでございます。8番から10番までの所有権の移転を受ける者は同一人となっております。8番は負債整理のため、9番と10番は労力不足によるものです。なお、9番につきましては、2ページの22番で合意解約後に基盤強化法による所有権移転となったものでございます。20ページをお願いいたします。11番と12番の所有権を移転する者は同一人となっております。2件とも平成27年の1月に基盤強化法の賃貸借設定により、耕作している農地をこの度取得するということになっております。今回申請のあった所有権移転6件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は要請することに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

( \_\_\_\_\_ 委員 着席 )

再開 午後2時23分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君）次に議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、21ページをお願いいたします。議案第8号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。22ページから23ページをお願いいたします。今回は賃借権の設定が4件で、17筆30,858平米となっております。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は10年間となっております。22ページですが、22番は50万円、23番は30万円、24番は50万円の経営転換協力金がそれぞれ交付されることとなっております。23ページですが、25番は利用権を設定する者の所有する十和田市以外の農地がありますが、それを含めて貸借するもので、経営転換協力金50万円が交付されることとなっております。24ページをお願いいたします。使用貸借による権利が1件ございます。4筆8,817平米となっております。4番につきましては、経営転換協力金50万円が交付されることとなっております。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、25ページをお願いいたします。議案第9号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。20番 米田 一典 委員、お願いいたします。

報告委員（米田一典君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、申請番号1番から4番の4件です。申請番号1番は、貸駐車場を整備するものです。近隣の会社の従業員用駐車場18台分で、現地は砂利敷きとなっております。始末書付で転用申請がなされたものです。2番は、貸家の建築で、アパート2棟を建築する計画です。農作業時の駐車スペースとして入口付近を一部駐車場として利用していたことから、始末書が添付されております。3番は、駐車場と進入路の整備で、隣地に建設予定の児童養護施設への進入路と、職員及び来訪者用の駐車場10台分を整備するものです。4番は、物置と進入路の整備です。自宅の隣接地に昭和42年頃から物置を建築し、進入路を整備しているものであり、始末書を添付しての申請となっております。農地区分につきましては、申請番号1番と3番は都市計画法の用途地域内ですので、第3種農地に該当します。2番と4番は、農地が広がっている場所であり、第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議 長（中野均君）米田委員、ご苦勞様です。事務局から提出議案の内容を説明いたし

ます。

事務局長（野田健治君） それでは、申請案件についてご説明をいたします。26ページでございます。今回の申請は4件です。1番の場所ですが、三本木高校正門から東に向い、旧国道4号を横断して、250メートルのところにある野月手袋店から北に60メートル進んだ道路西側です。申請地を貸駐車場として整備するものでございます。2番の場所は、ちとせ小学校北側道路を西に60メートル、そこから北に100メートル進んだ道路西側です。申請地にアパート2棟を建築するものです。3番の場所は、旧国道4号沿い元町の青森銀行十和田北支店の交差点から東に130メートル進んだところから、北に350メートル進んだ道路の西側です。申請地の隣接地建設する児童養護施設に付随した駐車場とその進入路を整備するものでございます。4番の場所は、国道102号を十和田湖方面に向かい中楸から広瀬橋を渡ったところにある長谷地石材店向いの道路を東に260メートル進んだ道路の南側で、EMの里から西へ100メートルの場所です。申請地に物置及び進入路を整備するものですが、現地は自宅に接続した土地で、申請人の父親の代から一部に小屋やため池などもあり、昭和42年ごろから現況が宅地として評価されている部分について、この度分筆しております。全体として、農地性が高いということから始末書添付により改めて転用の許可申請をしているものでございます。以上でございます。

議 長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第9号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君） 次に議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） では、27ページをお願いいたします。議案第10号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。  
20番 米田 一典 委員、お願いします。

報告委員（米田一典君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号6番と7番の2件です。申請番号6番は、自己住宅の建築です。借家住まい解消のため、農地を買受け、住宅と車庫を建築するものです。農地の区分につきましては、都市計画法の用途地域内ですので、第3種農地に該当します。申請番号7番は、駐車場と進入路の整備を行うものです。10年間の使用貸借で、職員及び来訪者用として16台分の駐車場を造成し、あわせて進入路の整備を行う計画ですが、一部、駐車場として土地を使用しており、始末書が提出されております。農地区分につきましては、第2種農地になります。その他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議 長（中野均君）米田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてご説明いたします。28ページになります。今回の申請は2件でございます。6番の場所でございますが、主要地方道三沢十和田線沿いのひがしの一丁目にある高野税理士事務所から北に450メートル進んだところにあるセンサ工業第一工場の道路を挟んで東側になります。農地を買受けて、自己住宅を建築するというものでございます。7番の場所ですが、小山集落内の谷島電気作業場の西側になります。農地を使用貸借による権利により10年間借受けて、駐車場及び進入路を整備するものでございます。以上です。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第10号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を

いたします。

事務局長（野田健治君） 29ページでございます。議案第11号、農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別段面積の設定について審議を求める件でございます。30ページをお願いいたします。この件につきましては、農地法第3条第2項第5号の規定により、同第3条第1項における農地等の権利取得の要件としての都府県では50アールの下限面積について、農業委員会が別段面積を定めることができることによるものでございます。また下限面積の設定または修正につきましては、農林水産省経営局長通知に基づいて毎年検討し、公表することが求められております。1につきましては、別段面積の設定についてです。十和田市農業委員会は別段面積を設定せず、下限面積は農地法に定める基準とおり50アールとします。2でございますが、別段を設定しない理由について、農地法施行規則第17条第1項第3号及び第2項の規定に基づき、以下の2点について検討することとなっております。1つ目として、下限面積に達しない農家戸数の割合が全体の40%を下回らないように算定されるものとなっております、十和田市の全農家数3,189戸となっておりますが、下限面積50アールに達しない農家戸数は700戸となっております、全体の22%となっております。なお、この基礎となる数値でございますが、本来であれば直近の農林業センサスを活用することとなっておりますが、今回2015年の農林業センサスのデータがまだ速報値の段階で、確定しておりません。したがって、昨年と同様に2010年のデータを基に算定したものでございます。2番目でございますが、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果でございますが、遊休農地の全体に占める割合というものが、農地面積11,837ヘクタールでございますが、そのうち40.5ヘクタールでございます。これは農地面積に対して0.34%とわずかであること、以上により十和田市として下限面積は農地法の規定に定められた50アールとするものでございます。以上でございます。

議 長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第11号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、31ページをお願いいたします。議案第12号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。32ページをお願いいたします。十和田市長から平成28年4月20日付けで農業振興整備計画の変更に関する意見についての照会がありました。その文書の写しでございます。33ページでございます。今回は1件でございますが、1番の場所は種原公民館から北に60メートル進んだところから、西に向かって50メートル進んだ道路北側になります。周囲が山林に囲まれているため、畑作が育たないということから、一部植林したということで、この隣接地についても平成28年3月23日開催の平成27年度第12回議案第64号で、山林への転用申請が承認されているということから、除外相当とするものでございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第12号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、平成28年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時40分 —————